

原子力事業者防災業務計画の修正（案）について

1. 目的

原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、原子燃料工業(株)熊取事業所の原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適正化を図る。

なお、大阪府地域防災計画及び熊取町地域防災計画に抵触する修正はありません。

2. 主な修正内容

(1) 以下の本文内の「召集」を「招集」に変更 【記載の適正化】

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員等

(2) 原子力防災管理者の職務

P7

・③ 緊急時態勢を発令した場合、直ちに原子力防災要員等を召集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともにその概要を別図第4に示す箇所へ報告する。

第2節 原子力防災組織の運営

2. 緊急時態勢の発令及び解除

(2) 原子力防災要員等の非常召集

P9

・原子力防災管理者は、事業所における緊急時態勢発令時（緊急時態勢発令が予想される場合を含む）に所内放送又は緊急連絡網等を使用し、別図第6に定める連絡経路により、原子力防災要員等を事業所の緊急対策本部室に非常召集する。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

2. 緊急時態勢発令時の対応

(3) 原子力防災管理者は、緊急時態勢発令後、原子力防災要員を非常召集する。 P20

(6) 社長は、人事総務部長から事業所における緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。 P21

・①社長は、緊急時態勢を発令したときは、緊急連絡網等を使用し本社対策本部の要員を本社対策本部室に召集し、本社対策本部を設置する。

原子力事業者防災業務計画 別紙 目次

・別図第6 事業所の緊急時態勢発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路

別表第15 防災訓練に係る訓練事項	41P
総合訓練	
・特定事象を想定し、緊急時態勢を発令し、緊急対策本部組織員を召集し、活動を行う。	
通報訓練	
・連絡責任者を中心とした社内外通報訓練及び召集訓練	
別図第6 事業所の緊急時態勢発令と原子力防災要員の非常召集連絡経路	53P
・非常召集（2箇所）	
(2) 第1章 総則	
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	P 5
【修正前】	
原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及びその他原子力災害対策活動に従事する要員（以下、原子力防災要員及びその他原子力災害対策活動に従事する要員を「原子力防災要員等」という。）	
・（ ）内の記載を「（以下、「 <u>原子力防災要員等</u> 」という。）」に変更	
【理由】 原子力防災管理者と副原子力防災管理者を含む記載に変更し適正化した。	
(3) 第2章 原子力災害予防対策の実施	
第1節 防災体制	
(1) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任・解任	P 7
【修正前】	
② 副原子力防災管理者は、副所長、環境安全部長、設備管理部長、燃料製造部長、品質保証部長及び業務管理部長とする。	
・② 「副所長」を削除し「 <u>別途、指名されたマネジメント職</u> 」を追加する。	
【理由】 副所長を職位より削除した別表第4 副原子力防災管理者の職位と代行順位に合わせた。	
(4) 原子力防災要員等の職務と配置	P 8
・本文に「 <u>及び別表第5-2</u> 」を追記	
【理由】 記載漏れによる追記	
(5) 第2章 原子力災害予防対策の実施	
第7節 防災訓練	
1. 社内における訓練	P 16
・② 個別訓練に「 <u>・応急措置（収束措置）訓練</u> 」「 <u>・プレス対応訓練</u> 」を追記	
【理由】 訓練の追記	
(6) 第3章 緊急事態応急等の実施	
第2節 応急処置の実施	

13. 原子力防災要員の派遣

P 27

(3) 原子力災害合同対策協議会への参加に対する事項

【修正前】

社長は、**副所長又は副所長に準ずる者**を原子力災害合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、緊急対策本部及び本社と連携を密にし、原子力災害合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。緊急対策本部は**原子力合同対策協議会**において出された要求事項等について必要な対応を行う。

- ・「**副所長又は副所長に準ずる者**」を「**副原子力防災管理者等**」に変更。

【理由】 副所長を職位より削除した別表第4 副原子力防災管理者の職位と代行順位に合わせた。

- ・「**原子力合同対策協議会**」を「**原子力災害合同対策協議会**」に変更。

【理由】 協議会名の誤記による適正化

(7) 第4章 原子力災害事後対策

第1節 事業所の対策

4. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される**合同対策協議会**への参加

P 30

【修正前】

原子力防災管理者は、**副所長又は副所長に準ずる者**を**合同対策協議会**の構成員として派遣する。派遣された構成員は、緊急対策本部及び本社と連携を密にし、**合同対策協議会**の決定事項を指示・伝達するとともに、**合同対策協議会**において必要な意見を述べる。緊急対策本部及び本社は、**合同対策協議会**において出された要求事項について、必要な対策を行う。

- ・「**副所長又は副所長に準ずる者**」を「**副原子力防災管理者等**」に変更。

【理由】 副所長を職位より削除した別表第4 副原子力防災管理者の職位と代行順位に合わせた。

- ・「**合同対策協議会**」を「**原子力災害合同対策協議会**」に変更。

【理由】 協議会名の誤記による適正化

(8) 別表第4 副原子力防災管理者の職位と代行順位

27P

- ・【注記】「**※4： マネジメント職のうち別途、指名された者**」を追加

【理由】 対象となるマネジメント職を明確化した。

(9) 別表第9 原子力防災資機材（1／2）（2／2）

33P 34P

- ・配備場所「**部材加工棟Ⅱ**」**18**及び「**緊急対策本部室**」**3**の防災資機材を全て「**事務棟**」**15**に変更

【理由】 資機材配置場所の見直し変更

- ・「**保安棟横**」**8**を「**保安棟前駐車場**」**19**に変更

【理由】 被ばく者輸送のための使用可能な車両の配備場所の見直し変更

(10) 別表第10 その他の原子力防災資機材（2／2）

36P

- ・通信関係 事業所内放送設備 一般放送設備と非常放送設備の配備場所を「第2加工棟**4F**」を「第2加工棟**3F**」に訂正

【理由】 誤記による記載の適正化

- (1 1) 別表第 1 4 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 40P
・ 1. 東邦エンジニアリング株式会社を1. 原子燃料工業株式会社 熊取事業所 泉大津工場に変更
【理由】 組織改正による表記の変更 (令和 3 年 7 月 7 日に軽易な変更として報告)
- (1 2) 別表第 1 5 防災訓練に係る訓練事項 41P
・ 訓練項目の個別訓練に「応急措置 (収束措置) 訓練」と「プレス対応訓練」を追加
【理由】 訓練内容の追記
- (1 3) 別図第 2 警戒事態に該当する事象の連絡経路 47P
連絡先「泉佐野市 (市民協働部 自治振興課)」を「泉佐野市 (市民協働部 危機管理課)」に変更
【理由】 泉佐野市の組織再編に伴う対応
- (1 4) 別図第 3 原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項に基づく通報経路 (1 / 2) 48P
(1) 事業所内での事象発生時の通報経路
・ 通報先「泉佐野市 (市民協働部 自治振興課)」を「泉佐野市 (市民協働部 危機管理課)」に変更
【理由】 泉佐野市の組織再編に伴う対応
・ 通報先「内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (統括担当) 付」を削除
【理由】 表記の明確化
- (1 5) 別図第 3 原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項に基づく通報経路 (2 / 2) 49P
(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路
・ 通報先「国土交通省自動車局 環境政策課」を「国土交通省自動車局 安全・環境基準課」に変更
【理由】 国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応
・ 通報先「内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (統括担当) 付」を削除
【理由】 表記の明確化
・ 通報先「泉佐野市 (市民協働部 自治振興課)」を「泉佐野市 (市民協働部 危機管理課)」に変更
【理由】 泉佐野市の組織再編に伴う対応
- (1 6) 別図第 4 原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の通報後の報告 (連絡) 経路 (1 / 2) 50P
(1) 事業所内での事象発生時の報告 (連絡) 経路
・ 報告 (連絡) 先「泉佐野市 (市民協働部 自治振興課)」を「泉佐野市 (市民協働部 危機管理課)」に変更
【理由】 泉佐野市の組織再編に伴う対応
・ 報告 (連絡) 先「内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付参事官 (統括担当) 付」を削除
【理由】 表記の明確化
- (1 7) 別図第 4 原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の通報後の報告 (連絡) 経路 (2 / 2) 51P
(2) 事業所外運搬での事象発生時の報告 (連絡) 経路
・ 報告 (連絡) 先「国土交通省自動車局 環境政策課」を「国土交通省自動車局 安全・環境基準課」に変更

【理由】国土交通省自動車局の組織再編に伴う対応

- ・報告（連絡）先「内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付参事官（統括担当）付」を削除

【理由】表記の明確化

- ・報告（連絡）先「泉佐野市（市民協働部自治振興課）」を「泉佐野市（市民協働部危機管理課）」に変更

【理由】泉佐野市の組織再編に伴う対応

（18）別図第7～11

54P～58P

- ・図内から「洗浄棟」を削除

【理由】新規制基準工事に伴う解体撤去を実施したため

（19）別図第12 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所 59P

- ・「東邦エンジニアリング株式会社」を「原子燃料工業株式会社 熊取事業所 泉大津工場」に変更

【理由】組織改正に伴う変更（令和3年7月7日に軽易な変更として報告）

以上